同志社大学大学院司法研究科

2018年度秋学期末試験問題

科目名：△国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：

甲国に常居所を有する甲国人Xは、観光目的で、Y1(日本にのみ営業所を有する日本法人)が甲国沿海で運航する観光クルーズ船に搭乗することとし、甲国の旅行代理店において、Y1との間で旅客運送契約(「本件契約」)を締結した。ところが、搭乗した客船(「本船」)が甲国の領海内で座礁(「本件座礁」)し、Xは負傷した。そこで、Xは、Y1に対して、本件契約の違反または不法行為にもとづき、治療費代等の填補を求めて損害賠償を請求した。さらに、Xは、本船を製造したY2(日本にのみ営業所を有する日本法人)に対して、本件座礁は、本船の欠陥により引き起こされたものであるとして、不法行為または製造物責任にもとづき、治療費代等の実損額を超える賠償金の支払いを懲罰的損害賠償として請求した。他方、Y1はY2に対して、本件座礁は本船の欠陥により引き起こされ、それにより本船を全損処理せざるを得なくなったとして、不法行為または製造物責任にもとづき、本船の購入対価および逸失利益等の填補を求めて、損害賠償を請求した。本船は、Y2により日本で製造され、訴外Aに対して売却されて、乙国で引き渡された後、AからY1に対して転売されて、同じく乙国で引き渡されたものである。すべての請求は、日本で訴えを提起してなされたものとして、互いに独立している以下の各小問に答えよ。

(1)　本件契約には、運送人の使用する船員の軽過失により生じた損害について、運送人の賠償責任を免除する旨の条項(「本件条項」)と日本法を準拠法とする条項が入っている。本件契約違反にもとづくXの請求に対して、Y1は、本件条項を抗弁として援用している。本件条項は、日本法の下では有効であるが、甲国法および乙国法の下では無効であるとする。本件条項は、有効か。(期末試験総点80点中15点)

(2) Xは、本件座礁は、Y1の使用する船員の本船運航上の過失により引き起こされたものであると主張している。XのY1に対する不法行為にもとづく請求は、何国法によって判断されるか。なお、本件契約には、準拠法を選択する条項が入っていない。(期末試験総点80点中20点)

(3) Xは、本件座礁は、Y1の代表取締役の職務執行上の過失に起因する本船の整備不良によって引き起こされたものであると主張している。XのY1に対する不法行為にもとづく請求は、何国法によって判断されるか。なお、本件契約には、準拠法を選択する条項が入っていない。(期末試験総点80点中10点)

(4) 甲国法および乙国法の下では、一定の場合、悪質な行為の制裁を目的として、実損額の填補を超える賠償金の支払いが懲罰的損害賠償として認められるとする。XのY2に対する懲罰的損害賠償請求が認められる可能性があるか、適用されるべき法の決定プロセスを明らかにして答えよ。(期末試験総点80点中20点)

(5) Y1の請求に対して、Y2は、本船の欠陥は、Y2がAに同船を引き渡した時点における科学技術に関する知見によっては、その存在を認識することができなかったと抗弁(「本件抗弁」)している。本件抗弁は、日本の製造物責任法が適用されると認められる(4条1号参照)が、甲国法または乙国法が適用されると認められないものとする。本件抗弁は、認められるか。(期末試験総点80点中15点)